

奈良市公報

号外第 4号

平成 17年 3月 15日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 総務課長
印刷所 株式会社京阪工技社

目次

規 則	
奈良市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
街区の区域及び街区符号の変更	1
放置自転車等の保管	1
開発行為に関する工事の完了	2
生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出	2
生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出	2
生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	3
金融機関の指定についての一部改正	3
放置自転車等の保管	3
奈良市結核予防事業補助金交付要綱の一部を改正する告示	3
放置自転車等の保管(3件)	3
平成17年度の土地価格等縦覧帳簿等の縦覧期間等	4
開発行為に関する工事の完了	4
放置自転車等の保管	4
市営住宅入居者の募集	4
都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの公衆縦覧	4
都市計画高度地区の変更	5
都市計画防火地域及び準防火地域の変更	5
都市計画地区計画の決定(2件)	5
生活保護法の規定による施術者の指定	5
議会定例会の招集	5
開発行為に関する工事の完了	5
放置自転車等の保管	6
監 査	
監査結果に基づく措置の状況	6
公 営 企 業	
奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定	6
奈良市水道局指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出	6
奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定	7
奈良市水道事業契約に関する規程の一部を改正する規程	7
選挙管理委員会	
選挙人名簿からの抹消	7
在外選挙人名簿からの抹消	7

規 則

奈良市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17年 2月 24日

奈良市長 鍵田 忠兵衛

奈良市規則第 6号

奈良市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則
奈良市営住宅条例施行規則(昭和 61年奈良市規則第 14号)の一部を次のように改正する。

第 9条第 2項第 1号中「第 1条第 3号イからへまで」を「第 1条第 3号イからホまで」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成 17年 2月 24日揭示済)

告 示

奈良市告示第 87号

奈良市住居表示に関する条例(昭和 42年奈良市条例第 21号)第 2条の規定により、街区の区域及び街区符号を次のとおり変更します。

平成 17年 2月 16日

奈良市長 鍵田 忠兵衛

1 変更の年月日

平成 17年 2月 16日

2 街区の区域及び街区符号

(1) 七条西町一丁目の一部

別図 1を別図 2に示すとおり変更します。

(2) 北登美ヶ丘六丁目の一部

別図 3を別図 4に示すとおり変更します。

3 街区の区域

(1) 五条畑二丁目の一部

別図 5を別図 6に示すとおり変更します。

(2) 大安寺六丁目の一部

別図 7を別図 8に示すとおり変更します。

別図 1 から別図 8 まで 省略

(平成 17年 2月 16日揭示済)

奈良市告示第 88号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保

管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。
平成 17年 2月 16日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 17年 2月 16日
- 3 移動対象区域
近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目 288- 1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から 60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前 9 時から午後 4 時 30分まで
- 7 引取りのための必要事項
 - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
 - (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 2,000円
イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から 14日以内は無料）
- 8 連絡先
奈良市企画部交通政策課 電話 0742- 34- 1111代表
(平成 17年 2月 16日 掲示済)

奈良市告示第 89号

都市計画法（昭和 43年法律第 100号）第 36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 17年 2月 16日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 許可の年月日及び番号
平成 16年 12月 1日 奈良市指令都整開第 04A - 38号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号

- (1) 開発行為 平成 17年 2月 16日 第 913号
- (2) 公共施設 平成 17年 2月 16日 第 390号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市八条五丁目 43番地の 12の一部及び 43番地の 13
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市柏木町 395番地の 5
有限会社 ウエムラ 代表取締役 上村 正之
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 道路
奈良市八条五丁目 437番地 12の一部及び 437番地の 13の一部
 - (2) 下水道
奈良市八条五丁目 437番地 12の一部及び 437番地の 13の一部
 - (3) 公園
奈良市八条五丁目 437番地 12の一部
(平成 17年 2月 16日 掲示済)

奈良市告示第 90号

生活保護法（昭和 25年法律第 144号）第 54条の 2 第 4 項において準用する同法第 50条の 2 の規定により指定介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第 55条の 2 の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 2月 17日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

指定介護機関		廃止した施設 又は廃止した 事業の種類	廃止年 月日
名称	主たる事務所 の所在地		
しあわせ薬局 済美店	奈良市南京終 町一丁目 168 - 1 京慈ハイ ツ 1 階	居宅療養管理 指導	平成 16 年 12月 31日

(平成 17年 2月 17日 掲示済)

奈良市告示第 91号

生活保護法（昭和 25年法律第 144号）第 54条の 2 第 4 項において準用する同法第 50条の 2 の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同法第 55条の 2 の規定により告示します。

平成 17年 2月 17日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
けいはんなヘルパー ステーション	奈良市中登美ヶ丘一丁 目 1994- 3	(名称) 有限会社け いはんなヘルパー ステーション	(名称) けいはんな ヘルパーステーション	平成 15年 4月 1日
介護総合センター 「ゆりかご」居宅介 護支援事業所	奈良市手貝町 53- 1	(所在地) 奈良市朱 雀六丁目 20- 1	(所在地) 奈良市手 貝町 53- 1	平成 16年 7月 6日

介護総合センター 「ゆりかご」訪問介護事業所	奈良市手貝町 53- 1	(所在地) 奈良市朱雀六丁目 20- 1	(所在地) 奈良市手貝町 53- 1	平成 16年 7月 6日
---------------------------	--------------	----------------------	--------------------	--------------

(平成 17年 2月 17日 揭示済)

奈良市告示第 92号

生活保護法(昭和 25年法律第 144号)第 54条の 2 第 1 項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次

のとおり指定しましたので、同法第 55条の 2 の規定により告示します。

平成 17年 2月 17日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	開設者		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
しあわせ薬局済美店	奈良市南京終町一丁目 183- 34	居宅療養管理指導	有限会社奈良ヘルスケアサービス	大和郡山市小泉町 808	平成 17年 1月 1日
ホームケア株式会社奈良ヘルパーステーション	奈良市法蓮町 423	居宅介護支援事業	ホームケア株式会社	奈良市法蓮町 528- 1	平成 17年 1月 7日
居宅介護支援それいゆ学園前	奈良市学園朝日町 7 - 9 - 1	居宅介護支援事業	マイクロテスト株式会社	宇治市神明石塚 59 - 1	平成 16年 12月 21日

(平成 17年 2月 17日 揭示済)

奈良市告示第 93号

昭和 51年奈良市告示第 89号(金融機関の指定について)の一部を次のように改正し、平成 17年 4月 1日から施行します。

平成 17年 2月 17日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良県農業協同組

第 2 項中「奈良県農業協同組合」を株式会社 百五銀北伊勢上野信用金

合

行 に改める。

庫」

(平成 17年 2月 17日 揭示済)

奈良市告示第 94号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 2月 17日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 17年 2月 17日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17年 2月 17日 揭示済)

奈良市告示第 95号

奈良市結核予防事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 17年 2月 18日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市結核予防事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市結核予防事業補助金交付要綱(平成 15年奈良市告示第 72号)の一部を次のように改正する。

別表中「215円」を「233円」に、「599円」を「598円」に、「474円」を「472円」に、「501円」を「499円」に、「6,447円」を「6,336円」に、「5,005円」を「4,905円」に、「1,710円」を「1,695円」に改める。

附 則

この告示は、平成 17年 2月 18日から施行し、この告示による改正後の奈良市結核予防事業補助金交付要綱別表の規定は、平成 16年度予算に係る補助金から適用する。

(平成 17年 2月 18日 揭示済)

奈良市告示第 96号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 2月 21日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 17年 2月 21日

3 移動対象区域

J R 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17 年 2 月 21 日 揭示済)

奈良市告示第 97 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示します。

平成 17 年 2 月 22 日

奈良市長 鍵田 忠兵衛

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 17 年 2 月 22 日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17 年 2 月 22 日 揭示済)

奈良市告示第 98 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示します。

平成 17 年 2 月 23 日

奈良市長 鍵田 忠兵衛

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 17 年 2 月 23 日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17 年 2 月 23 日 揭示済)

奈良市告示第 99 号

平成 17 年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間、縦覧場所等を、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 416 条第 3 項及び奈良市税条例（昭和 46 年奈良市条例第 12 号）第 85 条第 2 項の規定により、次のとおり公示します。

平成 17 年 2 月 24 日

奈良市長 鍵田 忠兵衛

1 縦覧の期間

平成 17 年 4 月 1 日から同年 5 月 2 日まで

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

2 縦覧の時間

午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで

3 縦覧の場所

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

奈良市役所 東棟 2 階 資産税課

(平成 17 年 2 月 24 日 揭示済)

奈良市告示第 100 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 17 年 2 月 24 日

奈良市長 鍵田 忠兵衛

1 許可の年月日及び番号

平成 15 年 12 月 5 日 奈良市指令都整開第 03A- 41 号

平成 17 年 2 月 7 日 奈良市指令都整開第 03A- 41- 1 号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成 17 年 2 月 24 日 第 914 号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市富雄元町一丁目 56 番地の 88 及び 56 番地の 112

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

生駒市北大和 1 丁目 8 番 7 号

有限会社 一の栄

代表取締役 長田 良夫

(平成 17 年 2 月 24 日 揭示済)

奈良市告示第 101 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示します。

平成 17 年 2 月 24 日

奈良市長 鍵田 忠兵衛

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 17 年 2 月 24 日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17 年 2 月 24 日 揭示済)

奈良市告示第 102 号

奈良市営住宅入居者を次のとおり募集します。

平成 17 年 2 月 24 日

奈良市長 鍵田 忠兵衛

次のとおり省略

(平成 17 年 2 月 24 日 揭示済)

奈良市告示第 103 号

都市計画法（昭和 43年法律第 100号）第 21条第 2 項において準用する同法第 20条第 1 項の規定により奈良県知事から大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）用途地域の変更に係る図書の写しの送付がありましたので、同法第 21条第 2 項において準用する同法第 20条第 2 項の規定により奈良市都市計画部都市計画課において公衆の縦覧に供します。

平成 17年 2月 25日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛
(平成 17年 2月 25日 揭示済)

奈良市告示第 104号

都市計画法（昭和 43年法律第 100号）第 21条第 2 項において準用する同法第 19条第 1 項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）高度地区を変更しましたので、同法第 21条第 2 項において準用する同法第 20条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を奈良市都市計画部都市計画課において公衆の縦覧に供します。

平成 17年 2月 25日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 変更に係る都市計画の種類
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）高度地区
- 2 変更に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市北登美ヶ丘一丁目、押熊町及び二名町の各一部
(平成 17年 2月 25日 揭示済)

奈良市告示第 105号

都市計画法（昭和 43年法律第 100号）第 21条第 2 項において準用する同法第 19条第 1 項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）防火地域及び準防火地域を変更しましたので、同法第 21条第 2 項において準用する同法第 20条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を奈良市都市計画部都市計画課において公衆の縦覧に供します。

平成 17年 2月 25日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 変更に係る都市計画の種類
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）防火地域及び準防火地域
- 2 変更に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市北登美ヶ丘一丁目、押熊町及び二名町の各一部
(平成 17年 2月 25日 揭示済)

奈良市告示第 106号

都市計画法（昭和 43年法律第 100号）第 19条第 1 項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画を決定しましたので、同法第 20条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を奈良市都市計画部都市計画課において公衆

の縦覧に供します。

平成 17年 2月 25日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 決定に係る都市計画の種類及び名称
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画
登美ヶ丘駅周辺地区計画
- 2 決定に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市北登美ヶ丘一丁目、押熊町及び二名町の各一部
(平成 17年 2月 25日 揭示済)

奈良市告示第 107号

都市計画法（昭和 43年法律第 100号）第 19条第 1 項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画を決定しましたので、同法第 20条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を奈良市都市計画部都市計画課において公衆の縦覧に供します。

平成 17年 2月 25日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 決定に係る都市計画の種類及び名称
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画
押熊町西地区地区計画
- 2 決定に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市押熊町及び東登美ヶ丘五丁目の各一部
(平成 17年 2月 25日 揭示済)

奈良市告示第 108号

生活保護法（昭和 25年法律第 144号）第 55条において準用する同法第 49条の規定により施術者の指定をいたしましたので、同法第 55条の 2 の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 2月 25日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

施 術 者		施 術 所		指 定 年月日
氏 名	住 所	名 称	所在地	
門脇伸幸	橿原市石原 田町 308- 13	かどわき 接骨院	奈良市京 終地方東 側町 18	平成 17年 2月 11日

(平成 17年 2月 25日 揭示済)

奈良市告示第 109号

平成 17年 3月 7日奈良市議事堂に奈良市議会定例会を招集します。

平成 17年 2月 28日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

(平成 17年 2月 28日 揭示済)

奈良市告示第 110号

都市計画法（昭和 43年法律第 100号）第 36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 17年 2月 28日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 許可の年月日及び番号
平成 16年 9月 8日 奈良市指令都整開第 04A - 19号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成 17年 2月 28日 第 915号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市学園南一丁目 1068番地の 50
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大和郡山市柳町 556番地 ヴィルヌーブ大和郡山 612号
西尾 敏弘
西尾 則満

(平成 17年 2月 28日揭示済)

奈良市告示第 111号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 2月 28日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 17年 2月 28日
- 3 移動対象区域
近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17年 2月 28日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第 2 号

地方自治法第 199条第 12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成 17年 2月 28日

奈良市監査委員 吉田 肇
同 中嶋 肇
同 土田 敏朗
同 吉田 文彦

保健予防課

監査結果公表日 平成 16年 6月 4日（奈良市監査委員告示第 6号）

措置結果通知日 平成 17年 2月 24日

【監査の結果】	【措置の内容】
奈良県原爆被害者の会奈良支部運営補助金及び奈良県原爆被害者の会社会見学事業補助金の交付において、繰越金があるにもかかわらず、「早期に事業を推進するため」という理由書により全額前金払されている。前金払については、奈良市補助金等交付規則第 17条第 1 項ただし書で認められているが、補助金は原則として完了払であることから、前金払にあたっては、その理由を具体的かつ明確に記載させるとともに、当該課においてもその必要性と交付時期を十分精査されたい。	当該補助金は被爆者として、その歴史的実が時代の経過とともに薄れてきているなかで、戦争を知らない世代への伝承していく活動費として是が非としても必要な補助金であると考えます。 指摘のあった補助金の交付の時期については、今年度から事業完了後交付することとした。

(平成 17年 2月 28日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第 5 号

奈良市水道局指定給水装置工事業者規程（平成 10年奈良市水道局管理規程第 7号）第 4 条第 1 項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事業者を指定したので、同規程第 10条の規定により次のとおり公示します。

平成 17年 2月 17日

奈良市水道事業管理者
中 尾 一 郎

名称	代表者氏名	所在地	指 定 日
西尾設備	西尾 博明	奈良県吉野郡大淀町大字北野 136-17	平成 17年 2月 1日

(平成 17年 2月 17日揭示済)

奈良市水道局告示第 6 号

奈良市水道局指定給水装置工事業者規程（平成 10年奈良市水道局管理規程第 7号）第 7 条の規定により奈良市水道局指定給水装置工事業者から給水装置工事業の廃止の届出があったので、同規程第 10条の規定により次のとおり公示します。

平成 17年 2月 17日

奈良市水道事業管理者
中 尾 一 郎

名称	代表者氏名	所在地	届 出 日
----	-------	-----	-------

快適工房 イングス	茨木 幸夫	奈良市南紀寺町四 丁目 103番地の 9	平成 17年 2月 7日
--------------	-------	-------------------------	-----------------

(平成 17年 2月 17日 揭示済)

奈良市水道局告示第 7号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程(平成 10年奈良市水道局管理規程第 7号)第 4条第 1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第 10条の規定により次のとおり公示します。

平成 17年 2月 24日

奈良市水道事業管理者
中尾 一郎

名称	代表者氏名	所在地	指定日
株式会社 佳世産業	代表取締役 奥谷 肇	奈良県添上郡月ヶ 瀬村大字石打 2901 番地	平成 17年 2月 10日

(平成 17年 2月 24日 揭示済)

奈良市水道局管理規程第 2号

奈良市水道事業契約に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 17年 2月 28日

奈良市水道事業管理者
中尾 一郎

奈良市水道事業契約に関する規程の一部を改正する規程

奈良市水道事業契約に関する規程(平成 9年奈良市水道局管理規程第 4号)の一部を次のように改正する。

本則中「市長」とあるのは「水道事業管理者」を「同規則中「市長」とあるのは「水道事業管理者」と、同規則第 17条の 2 中「令第 167条の 2 第 1 項第 1 号」とあるのは「地方公営企業法施行令(昭和 27年政令第 403号)第 21条の 14第 1 項第 1 号」に改める。

附 則

この規程は、平成 17年 3月 1日から施行する。

(平成 17年 2月 28日 揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第 9号

公職選挙法(昭和 25年法律第 100号)第 28条の規定により、平成 17年 1月 31日現在において抹消すべき事由が生じた者を、次のとおり選挙人名簿から抹消しました。

平成 17年 2月 18日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉田 勝二

- 1 抹消年月日
平成 17年 2月 18日
- 2 抹消した者の氏名等

別冊のとおり

別冊省略

(平成 17年 2月 18日 揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第 10号

公職選挙法(昭和 25年法律第 100号)第 30条の 11第 2号の規定により、平成 17年 2月 17日現在において抹消すべき事由が生じた者を、次のとおり在外選挙人名簿から抹消しました。

平成 17年 2月 18日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉田 勝二

- 1 抹消年月日
平成 17年 2月 18日
- 2 抹消した者の氏名等
別紙のとおり

別紙省略

(平成 17年 2月 18日 揭示済)